（特別勘定を設置する共済契約）

第六十七条　法第十五条の二十二第一項の農林水産省令で定める共済契約は、当該共済契約に係る責任準備金の金額に対応する財産の価額により、共済金等の金額が変動する共済契約とする。

（勘定間の振替に係る例外）

第六十八条　法第十五条の二十二第二項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める場合は、共済掛金の収受、共済金等の支払、共済契約者に対する貸付け又はその返済、特別勘定以外の勘定からの借入れ又はその返済その他これらに準ずる金銭の振替であって共済規程に定める場合とする。

（共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合の共済事業に係る財産の運用方法）

第六十九条　共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合（令第二十二条第二項に規定する特定漁業協同組合（以下「特定漁業協同組合」という。）を除く。）の財産で法第十五条の二十一（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により共済事業に係るものとして区分された会計に属するものの運用についての法第十五条の二十三（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一～六　（略）

２　特定漁業協同組合の財産で法第十五条の二十一の規定により共済事業に係るものとして区分された会計に属するものの運用についての法第十五条の二十三の農林水産省令で定める方法は、前項各号に掲げる方法及び次に掲げる方法とする。

一～七　（略）

（連合会の財産の運用）

第七十条　連合会の財産の運用についての法第百五条第一項において準用する法第十五条の二十三の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一～十二　（略）

２・３　（略）

（共済計理人の選任を要しない共済事業実施組合の要件）

第七十一条　法第十五条の二十四第一項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の農林水産省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一・二　（略）

（共済計理人の関与事項）

第七十二条　法第十五条の二十四第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものに係る共済の数理に関する事項とする。

一～七　（略）

（共済計理人の要件）

第七十三条　法第十五条の二十四第二項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

一　公益社団法人日本アクチュアリー会（昭和三十八年五月十四日に社団法人日本アクチュアリー会という名称で設立された法人をいう。次号において同じ。）の正会員であり、かつ、共済又は保険の数理に関する業務に五年以上従事した者

二　公益社団法人日本アクチュアリー会の準会員であり、かつ、共済又は保険の数理に関する業務に十年以上従事した者

（特別勘定を設置する共済契約）

第六十七条　法第十五条の十五第一項の農林水産省令で定める共済契約は、当該共済契約に係る責任準備金の金額に対応する財産の価額により、共済金等の金額が変動する共済契約とする。

（勘定間の振替に係る例外）

第六十八条　法第十五条の十五第二項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める場合は、共済掛金の収受、共済金等の支払、共済契約者に対する貸付け又はその返済、特別勘定以外の勘定からの借入れ又はその返済その他これらに準ずる金銭の振替であって共済規程に定める場合とする。

（共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合の共済事業に係る財産の運用方法）

第六十九条　共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合（令第二十二条第二項に規定する特定漁業協同組合（以下「特定漁業協同組合」という。）を除く。）の財産で法第十五条の十四（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により共済事業に係るものとして区分された会計に属するものの運用についての法第十五条の十六（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一～六　（略）

２　特定漁業協同組合の財産で法第十五条の十四の規定により共済事業に係るものとして区分された会計に属するものの運用についての法第十五条の十六の農林水産省令で定める方法は、前項各号に掲げる方法及び次に掲げる方法とする。

一～七　（略）

（連合会の財産の運用）

第七十条　連合会の財産の運用についての法第百条の八第一項において準用する法第十五条の十六の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一～十二　（略）

２・３　（略）

（共済計理人の選任を要しない共済事業実施組合の要件）

第七十一条　法第十五条の十七第一項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の農林水産省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一・二　（略）

（共済計理人の関与事項）

第七十二条　法第十五条の十七第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものに係る共済の数理に関する事項とする。

一～七　（略）

（共済計理人の要件）

第七十三条　法第十五条の十七第二項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

一　社団法人日本アクチュアリー会（昭和三十八年五月十四日に社団法人日本アクチュアリー会という名称で設立された法人をいう。次号において同じ。）の正会員であり、かつ、共済又は保険の数理に関する業務に五年以上従事した者

二　社団法人日本アクチュアリー会の準会員であり、かつ、共済又は保険の数理に関する業務に十年以上従事した者